



## 注意事項

### ※申請について

- ① 申請書等の通知は市川市公共職業安定所のリストを参考にして、市から事業所に通知しています。市の奨励金の対象とならない場合もありますのでご了承ください。
- ② 申請できる期間が交付対象期間末日から 60 日以内と定められていますので、ご注意ください。
- ③ 1回目の申請が交付決定されない場合は、2回目以降の申請は出来ません。
- ④ 勤務時間につきましては、6ヶ月勤務した場合、実働時間を 26 週で割り返して計算します。  
(勤務した月数により、基準時間が変わります。)

計算の結果、1週あたりの勤務時間数が20時間以上30時間未満が条件となります。ただし、例外もありますので、別紙補足資料「実労働時間の考え方について」をご覧ください。

### ◎提出書類（消せるボールペンは使用しないでください。）

| No. | 提出書類   | 留意事項  |
|-----|--|---|
| 1   | 市川市雇用促進奨励金交付申請書兼<br>交付再申請書<br>※交付対象期間は、第1期交付対象<br>期間を記載してください。 | ・日付は空欄でお願いします。<br>全ての書類が整った日が正式な受理日となります。   |
| 2   | 特定求職者雇用開発助成金支給決定<br>通知書の写し                                     | ※紛失した場合は、申請先の労働局に電話にて「支給決定通知書の写し」の交付を依頼してください。<br>その際、助成金支給番号が必要です。   |
| 3   | 雇用契約書などの写し<br>※雇用日から現在までのもの                                    | ・勤務時間と休憩時間のわかるもの  |
| 4   | 交付対象期間の勤務記録の写し<br>※第1期交付対象期間のもの                                | ・タイムカードや出勤簿など、氏名・年月日・実働時間が明記されているもの<br>※勤務時間は、交付対象期間内の実働時間（有休・時間外等を含む）の合計を26週で割り、各対象者の勤務時間の要件を超えていることが条件となります。        |
| 5   | 重度障害者であることを証明する<br>書類の写し（右の書類のいずれか）                            | ・千葉障害者職業センターが証明する判定書<br>・身体障害者手帳（1～2級）<br>・療育手帳（Aの1、Aの2、20歳未満はⒶ）<br>20歳以上はⒶの1、Ⓐの2）                                    |
| 6   | 市川市雇用促進奨励金交付申請に<br>係る添付書類について                                  | ・No.2～5の書類名を記入し、代表者の記名押印をお願いいたします。  |
| 7   | 市川市雇用促進奨励金交付請求書  | ・本来であれば「市川市雇用促進奨励金交付決定可否通知書」を受理してから提出となりますが、円滑な事務手続きのため、予め提出してください。<br>・日付や金額等は空欄でお願いします。<br>・社印ではなく、代表者印を必ず押印してください。 |

<問い合わせ先> 市川市 経済部 産業振興課 雇用労政グループ

電話：047-704-4131（直通）FAX：047-370-5205